

令和8年10月2日

第405回静岡地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催することを予定しています。傍聴を希望される方は申し込み要領に従ってお申し込みください。

記

- 1 開催日時（予定） 令和8年10月22日（木）午前10時00分から
- 2 開催会場（予定） 静岡地方合同庁舎4階共用大会議室
（静岡市葵区追手町9-50）
- 3 議 題（予定） 「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金及び静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る小委員会報告について」外
- 4 傍 聴 者 6名

5 申し込み要領

- （1）傍聴を希望する方は、希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日並びに傍聴を希望される方の住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、メール又は往復はがき（返信先を明記）にて下記まで申し込みください。

申し込み締切日は令和8年10月9日（金）（消印有効）です。

<申し込み先>

静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電 話 054-254-6315

E-mail: chinginshitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp

- （2）会場の収容人員に限りがありますので、傍聴希望者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。抽選の結果については、後日メール又は返信はがきにより連絡をいたします。当選された方は、審議会当日そのメール又ははがきを御持参ください。
- （3）当日は、審議会開始の10分前までに御来場ください。審議会開始後の入室は認められませんので御注意ください。なお、会場で御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は御本人であることがわかる身分証明書等を御持参ください。

6 その他

- ・傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方が同行する場合には、その方の御氏名も併せてお書き添えください。
- ・開催予定に変更があった場合は、別途お知らせいたします。

担当 静岡労働局労働基準部賃金室 仲倉 TEL 054-254-6315

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券（返信メール又は返信はがき）に記載された番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 審議会における委員の発言内容等に基づき、審議会委員個人を SNS その他インターネットなどで誹謗中傷することは厳に慎んでください。
- 11 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

静岡地方最低賃金審議会